

令和2年(2020年)第6回ニセコ町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年6月29日(月)午後3時00分から午後4時18分

2 開催場所 ニセコ町民センター 小ホール

3 出席委員(13人)

会長	13番	荒木	隆志		
会長職務代理者	9番	松田	修身		
委員	1番	茶谷	久登	2番	大橋 敏範
	3番	大田	和広	4番	佐藤 寿恵
	5番	笹塚	成之	6番	芳賀 修一
	7番	平松	利幸	8番	大加瀬 真紀子
	10番	長井	修	11番	山崎 常雄
	12番	大野	智美		

4 欠席委員(0人)

5 議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 報告第1号 農地法第5条の規定による農地転用について
- 第 5 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく嘱託代位登記の完了について
- 第 6 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第 7 議案第2号 農地所有適格法人の要件確認について
- 第 8 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 第 9 議案第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書(合意解約)について
- 第10 議案第5号 土地の現況証明願出について
- 第11 議案第6号 農用地利用関係調整委員の指名について
- 第12 議案第7号 ニセコ町農業振興地域整備計画の変更に係る協議について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 山口 丈夫 農地係主任 高田 生二

7 会議の概要

会 長

今日で最後の総会となる委員さんもいますが、今後ともお会いする機会にはよろしくお願ひします。新型コロナですが、この付近では感染報告はありませんので安心してはいますが、札幌や小樽では今でも出ているので心配です。いつになったらこれが終わるのか、先が見えない状況です。今日はたくさんの案件がありますので、慎重審議よろしくお願ひいたします。それでは始めたいと思います。

議 長

ただいまの出席委員は、13名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和2年、第6回ニセコ町農業委員会総会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手許に配布したとおりであります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第9条の規定により議長において、7番 平松利幸君 8番 大加瀬真紀子君を指名いたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の山口局長、高田主任を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。おはかりいたします。今総会の会期は、本日1日間としたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

ご異議なしと認めます。よって会期は、本日1日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告をいたします。令和2年第5回総会以降の会長及び代理の動静についての報告をいたします。その内容は別紙動静書のとおりであります。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程第4、報告第1号「農地法第5条の規定による農地転用について」の件、日程第5、報告第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく嘱託代位登記の完了について」の件の2件を一括議題といたします。

事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

事務局

【報告第1号の朗読】

農地法施行規則第53条第1項第14号の規定により、認定電気通信事業者である〇〇株式会社が携帯電話アンテナを設置するための転用については、許可不要となっております。

携帯電話サービスの品質向上を図る必要があることから計画され、場所選定については、電波の効率的供給により、広い通話エリアを確保できること、電波が遮蔽されないこと、工事車両通行可能で付近に電力が供給されていること、周辺住民への影響がないと思われることなどで選定されております。

また、国営事業の対象からはずれており、付近の原野等では、予定されている通話エリアが確保されないおそれがあること、あらたな電力供給施設が必要になることから代替地はなく、また、付近の農地への悪影響もないと考えられますので場所選定についてはやむを得ないものと考えます。

以上で報告第1号の朗読と説明を終わります。

【報告第2号の朗読】

本件は、3月31日ニセコ町告示第24号で告示した案件であり、〇〇さんから〇〇〇〇への所有権移転の嘱託登記の案件で、6月10日に登記が完了しております。

以上で報告第2号の朗読と説明を終わります。

議 長 それでは、ただ今の報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。

〇 番 はい。場所がよくわからないのですが。

事務局 市街地を出て、国道を〇〇町へ向かって行く途中、〇〇橋の手前左側が〇〇さん宅になります。

議 長 他に発言はありませんか。

【発言なし】

それでは、ただ今の報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】

特に発言がないようですので、報告第1号から報告第2号までを報告済とします。

日程第6、議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」の件を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【議案第1号の朗読】

本件につきましては平成〇年に転用許可を受けて〇〇業を開業し、平成〇〇年に追加の転用許可を受けて事業を継続している事業者からの申請です。

23ページの図をご覧ください。上段に現在の使用状況の図がありますが、この中に倉庫があります。冬期間にこの倉庫の屋根の雪が隣接する字〇〇△△番△に落ちることから堆雪スペースを確保したいことが1点、また、24ページの図にありますが、これまで駐車場用地として借用していたAの土地が所有者都合で借用できなくなったため、駐車場用地として敷地を取得したいことから今回の申請となったものです。

転用申請地については、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則転用不許可であります。農業用施設や農家住宅に転用する場合など、いくつか例外があります。この中で農地法施行規則第35条第5号で「拡張部分の敷地の面積が既存施設の敷地の面積の2分の1を超えないもの」に関しては例外となっており、本件はこの例外に該当すると判断することから、転用はやむを得ないと考えます。

本申請の議決後、北海道農業会議へ意見聴取し、当委員会の判断と北海道農業会議の判断が一致した場合は会長専決により許可書を交付いたします。

皆様のご審議をお願いします。

議長

これより、議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」の件の質疑に入ります。質疑はありますか。

〇番

ちょっといいですか。25ページに航空写真がついてるんですけど、今回の△△番△はこのままだと駐車場として使えないのではないかと思います。何かしらの整備をするのですか。

事務局

既存の駐車場と高低差があるということなので、高低差をならす整備をするとのことですよ。

議長

他に質疑はありますか。

〇番

今の質問に続けてですが、23ページの図では駐車場になってますよね。

事務局

現在の使用状況が23ページ上の図です。それで下の図が今回の計画となつてまして、事務所前にも一列駐車することから出し入れの関係上、駐車スペースを広げる必要があるということですよ。

○番

補足説明をすると、現状は、今止まっている車がそれ以上バックできないが、整地し段差を解消することで後ろに下がることができ、事務所前にも駐車できるということ。

議長

他に質疑はありますか。

【なしの声あり】

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

本案については、討論のないものと認め、省略いたします。

これより、議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定いたしました。

議案第2号、第3号については〇〇委員の案件がありますので本議案の審議終了まで退室をお願いします。

【〇〇委員退室】

また、議案第2号については私に関する案件も含まれていますので、ここで退室し、議長を代理と代わります。

【会長退室、松田代理議長席へ】

日程第7、議案第2号「農地所有適格法人の要件確認について」の件を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【議案第2号の朗読】

6件の報告がありました。提出報告内容については29ページから要件確認書を添付していますのでご覧ください。

法人形態、売り上げ高、構成員、農業・農作業従事の状況など全ての要件について適正であると考えられます。

以上で議案の朗読と説明を終わります。

議 長

これより、議案第2号「農地所有適格法人の要件確認について」の件の質疑に入ります。質疑はありませんか。

【なしの声あり】

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

本案については、討論のないものと認め、省略いたします。

これより、議案第2号「農地所有適格法人の要件確認について」の件を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定いたしました。

【会長入室、松田代理元の席へ】

日程第8、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【議案第3号の朗読】

36ページからをご覧ください。

本案については、9番が利用権の新規設定、それ以外は利用権の継続設定となります。併せて13件、305, 301㎡です。

9番は、〇〇さんから〇〇さんへ10a 当り〇〇円で〇年間の設定となっています。

図面は39～51ページに添付しています。

以上の計画内容は、52ページから64ページの調査書に記載のとおり、全部効率利用、農作業常時従事など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の朗読と説明を終わります。

議 長

これより、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件の質疑に入ります。質疑はありませんか。

○番

番号10番の10アール当りの単価が半端な数字ですが何でしょうか。

事務局

時にこういう半端な数字が出るがありますが、この場合、総額でいくらと

いう調整をした結果、10アール当りの金額を割り返すと半端な数字になることがあります。

議長

他に質疑はありますか。

【なしの声あり】

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

本案については、討論のないものと認め、省略いたします。

これより、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定いたしました。

【〇〇委員入室】

議案第4号については〇〇委員の案件がありますので、本議案の審議終了まで退室をお願いします。

【〇〇委員退室】

日程第9、議案第4号「農地法第18条第6項の規定による通知書（合意解約）について」の件を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【議案第4号の朗読】

本案は、現在、農業経営基盤強化促進法による賃貸借を農地中間管理事業を活用した賃貸借に切り替えるため、一度賃貸借を解約するものです。

農地の引渡しを行う時期の6ヶ月以内に成立しているため、問題ないと考えます。

以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

これより、議案第4号「農地法第18条第6項の規定による通知書（合意解約）について」の件の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〇番

67ページの図面を見ているのですが、該当箇所の色塗りで、細長く抜けてい

る箇所は何があるのでしょうか。

議 長

ここは沢地になっているので抜けている。

他に質疑はありますか。

○番

中間管理機構に戻すとはどういうことでしょうか。

事務局

戻すということではなくて、現在、農業経営基盤強化促進法により結んでいる契約を一度解約し、中間管理機構を間に挟んで賃貸借し直す、転貸するということになります。例えば〇〇さんから中間管理機構、北海道農業公社の事ですが、公社に貸し、公社から〇〇さんに貸すということで、そのための解約となります。これらは公社で実施する農地耕作条件改善事業の条件として必要なものとなります。

議 長

他に質疑はありますか。

【なしの声あり】

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

本案については、討論のないものと認め、省略いたします。

これより、議案第4号「農地法第18条第6項の規定による通知書（合意解約）について」の件を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第10、議案第5号「土地の現況証明願出について」の件を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【議案第5号の朗読】

本件は4件の願出がありましたが、4件とも非農地と判断しております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

引き続き、当番委員であります〇〇委員より、補足説明をお願いします。

○番

○番 ○○です。

現地調査に係る補足説明をいたします。先般、6月22日に、会長・地区担当委員・事務局と私とで現地調査を実施しました。

1番において2筆ありますが、住宅回りの庭となっており10年以上耕作していません。周辺を非農地に囲まれ農地として利用することは難しいと思われます。

2番についても2筆ありますが、12年以上耕作しておらず、柳や広葉樹など広く分布し、10メートルを超す大木も見られることから非農地として問題ないと思われます。

3番については10筆ありますが、このうち9筆は過去に非農地通知を出している土地で、現状も、しらかば等の樹木が生い茂っている状態です。残りの1筆、△△番についても、他の筆に囲まれた土地で状況は同様ですので、非農地として問題ないと思われます。

4番についても7筆全て過去に非農地通知を出しており、しらかばや松の他、多種類の樹木が繁茂している状態は変わらず、非農地として問題ないと思われます。

委員のみなさんのご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

これをもって補足説明を終わります。

これより、議案第5号「土地の現況証明願出について」の件の質疑に入ります。質疑はありませんか。

○番

資料の写真は最新のものですか。場所が分からないので教えてもらえますか。

事務局

写真は比較的新しいものです。場所については1番は○○の道道向かいになります。2番は○○を○○町に向かって少し過ぎたところを右に入ったところ、3番は道道○○線を○○に向かって行った時の○○線、○○に向かう道路との交点を過ぎて少し行ったところを左に入ったところ、4番は○○の向かいとなります。

議長

他に質疑はありますか。

【なしの声あり】

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

本案については、討論のないものと認め、省略いたします。

これより、議案第5号「土地の現況証明願出について」の件を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第11、議案第6号「農用地利用関係調整委員の指名について」の件を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【議案第6号の朗読】

1件のあっせん申し出がありました。議案のとおり調整委員を指名するものです。図面は76ページになります。

以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

これより、議案第6号「農用地利用関係調整委員の指名について」の件の質疑に入ります。質疑はありますか。

【なしの声あり】

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

本案については、討論のないものと認め、省略いたします。

これより、議案第6号「農用地利用関係調整委員の指名について」の件を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第12、議案第7号「ニセコ町農業振興地域整備計画の変更に係る協議について」の件を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【議案第7号の朗読】

本案については、農家住宅建設に伴う農振農用地区域の除外を行うためニセコ町長より協議を求められた件です。

古い住宅の2つ隣にある字〇〇△△番△から分筆される予定の畑に新たな後継者住宅を建設する計画であり、面積は〇〇㎡です。通路、駐車場、冬季雪捨場、庭等の面積もある農家住宅建設のための計画除外であり、やむを得ないと考えます。

以上で議案の朗読と説明を終わります。

議 長 これより、議案第7号「ニセコ町農業振興地域整備計画の変更に係る協議について」の件の質疑に入ります。質疑はありませんか。

○ 番 建物の図面ですが、詳しい間取りまでは必要でしょうか。

事務局 必要な転用面積の確認のため、建物の大きさを確認する必要はありますが、議案の資料としては今後、多少検討・配慮していきたいと思います。

議 長 他に質疑はありますか。

【なしの声あり】

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

本案については、討論のないものと認め、省略いたします。

これより、議案第7号「ニセコ町農業振興地域整備計画の変更に係る協議について」の件を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定いたしました。

以上をもって、令和2年、第6回ニセコ町農業委員会総会を閉会いたします。
どうもご苦労様でした。

この議事録は、会議の経過を記載したものであり相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年6月29日

議 長 荒 木 隆 志 印

署名委員 7番 平 松 利 幸 印

署名委員 8番 大加瀬 真紀子 印